

令和5年かすみがうら市議会第3回定例会

市長提出議案概要書

令和5年8月29日

かすみがうら市

目 次

○ 報告〔 3 件 〕

報告第 9 号	令和 4 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足 比率について	……………	1
報告第 10 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	……………	2
報告第 11 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	……………	3

○ 承認〔 1 件 〕

承認第 6 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）〉	……………	4～5
---------	--	-------	-----

○ 条例に関する議案〔 5 件 〕

議案第 45 号	かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改 正する条例の制定について【一部改正】	……………	6
議案第 46 号	かすみがうら市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正 する条例の制定について【一部改正】	……………	7
議案第 47 号	かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 【一部改正】	……………	8

議案第 48 号	かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	9
議案第 49 号	かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	10~11

○ 予算に関する議案〔 2 件 〕

議案第 50 号	令和 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）	12~17
議案第 51 号	令和 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	18

○ 決算に関する議案〔 6 件 〕

議案第 52 号	令和 4 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について	19
議案第 53 号	令和 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	20
議案第 54 号	令和 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	21
議案第 55 号	令和 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	22
議案第 56 号	令和 4 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について	23
議案第 57 号	令和 4 年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について	24

○ その他の議案〔 3 件 〕

議案第 58 号	市道路線の認定について	……………	25～26
議案第 59 号	市道路線の認定について	……………	27～28
議案第 60 号	市道路線の変更について	……………	29～30

報告第9号	令和4年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について
-------	-----------------------------------

1 要 旨

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するもの

2 内 容

(1) 健全化判断比率 (単位：%)

比率区分	令和4年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.14	20.0
連結実質赤字比率	—	18.14	30.0
実質公債費比率	9.5	25.00	35.0
将来負担比率	54.7	350.00	/

(2) 資金不足比率 (単位：%)

会計の名称	令和4年度決算	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

[市長公室：政策経営課]

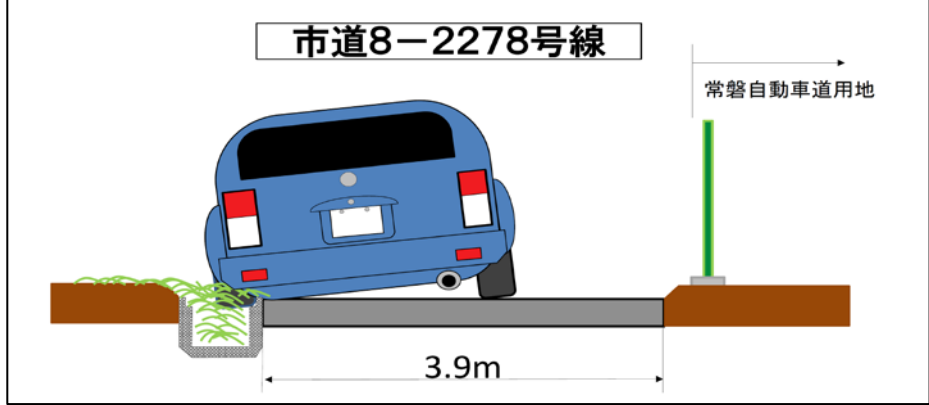
報告第10号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
--------	----------------------------------

1 要 旨

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するもの

2 内 容

- (1) 相手方 那珂市在住の個人
- (2) 示談内容
 - ・過失割合 かすみがうら市 50%：相手方 50%
 - ・損害賠償額 かすみがうら市 14,603円
 - 相手方 14,602円
- (3) 事故の内容 市道8-2278号線、下志筑1583番1地先において、刈られた草により蓋の無い側溝が隠れ、目視が困難だったことにより、相手方の運転する車両の左前輪を側溝に落とし、タイヤがパンクした。
- (4) 事故発生状況図



3 専決処分日

令和5年7月8日

[都市建設部：道路課]

報告第 1 1 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
<p>1 要 旨</p> <p>救急現場における物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 相手方 かすみがうら市在住の個人</p> <p>(2) 示談内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過失割合 かすみがうら市 1 0 0 % : 相手方 0 % ・損害賠償額 かすみがうら市 7 9 , 8 6 0 円 <li style="padding-left: 150px;">相手方 0 円 <p>(3) 事故の内容 救急現場において活動中、救急車積載のストレッチャーが路上駐車中の普通乗用車の助手席側下部サイドステップ部分に接触し破損させた。</p> <p>3 専決処分日</p> <p>令和 5 年 7 月 2 0 日</p> <p style="text-align: right;">〔 消防本部：消防総務課 〕</p>	

承認第 6 号	<p>専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）〉</p>
<p>1 要 旨</p> <p>令和 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>令和 5 年 6 月 2 日の大雨により被災した市道、その他公共施設の復旧に係る経費等に関し、早急な予算措置をするため令和 5 年度一般会計補正予算（第 5 号）により補正を行った。</p> <p>3 専決処分日</p> <p>令和 5 年 8 月 1 0 日</p> <p style="text-align: right;">〔 市長公室：政策経営課 〕</p>	

令和5年度 一般会計補正予算第5号 R050810専決

No	事業	内 容	単位：千円
1	市議会百条委員会に要する経費		1,591
		弁護士法的助言業務委託	987
		市議会会議録等作成業務委託	502
2	千代田庁舎管理に要する経費		2,574
		千代田庁舎東側職員駐車場排水設備修繕	2,574
3	地域安全対策に要する経費		515
		空家応急措置工事	515
4	道路維持管理に要する経費		300
		管理用保安用品	300
5	道路橋梁災害復旧に要する経費		46,000
		道路橋梁災害復旧工事	46,000
6	体育施設災害復旧に要する経費		2,000
		第2常陸野公園法面復旧工事	2,000
	合 計		52,980

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第45号	かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けが、「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に変更されたことに伴い、人事院規則が改正され、新型コロナウイルス感染症に関する特殊勤務手当が廃止されたため、これに準じて市職員の新型コロナウイルス感染症に関する特殊勤務手当を廃止するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 特殊勤務手当の種類（第2条関係） 「新型コロナウイルス感染症防疫作業手当」を削除</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症防疫作業手当（第3条の2関係） 当該手当の支給対象となる作業を削除</p> <p>(3) 手当の額（第12条関係） 当該手当の額の上限を削除</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日から施行</p> <p style="text-align: right;">〔 総務部：総務課 〕</p>	

議案第46号	かすみがうら市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の改正に伴い、この条例を制定するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う改正</p> <p>ア 引用条項の改正（第2条、第3条、第4条関係）</p> <p>イ 空家等に対する助言等の削除（第9条関係）</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法第13条の新設に伴い、所有者に対し指導、勧告をすることが可能</p> <p>ウ 第9条の削除に伴う第10条から第13条の繰り上げ</p> <p>（2） 経過措置</p> <p>ア 改正前の規定によりなされた指導又は勧告については、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条によりなされたものとみなす。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律50号）の施行の日から施行</p> <p style="text-align: right;">〔 市民部：地域コミュニティ課 〕</p>	

議案第 4 7 号	かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
-----------	--

1 要 旨

かすみがうら市放課後児童クラブ設置及び運営に関する基準を定める条例第 10 条（職員）第 3 項に規定する放課後児童支援員の認定資格研修を修了することを予定している者の経過措置期限が令和 5 年 3 月 31 日であるため、期間の延長について附則第 3 条（職員の経過措置）の一部を改正するもの

2 内 容

第 10 条第 3 項の規定の適用について、「令和 5 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者」を「放課後児童支援員として雇用された日の属する年度の翌々年度の末日までの間で市長が指定する日までに修了を予定している者」に改める。

3 施行年月日

公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

[保健福祉部：子育て支援課]

議案第48号	かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	---

1 要 旨

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」の一部を改正する法律が令和5年9月16日に施行されることに伴い、所要の改正を行うもの

2 内 容

(1) 引用条文の改正

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第10項が削られることによる項の繰り上がりに伴い、関連する規定を改めるもの

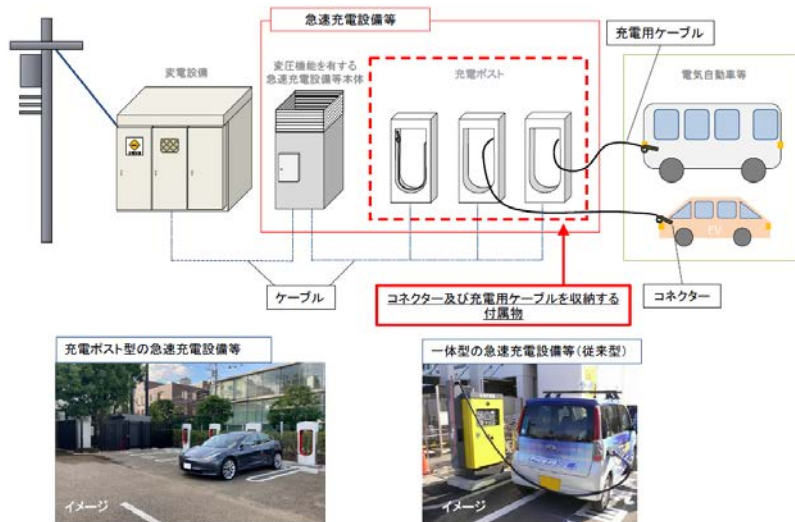
3 施行年月日

公布の日から施行

[保健福祉部：子育て支援課]

議案第49号	かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布について(令和5年2月21日付け消防予第59号)により、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び火災予防条例(例)が一部改正されたことに伴い、同様にかすみがうら市火災予防条例を一部改正するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 急速充電設備(第10条の2関係)</p> <p>今後、カーボンニュートラル社会の実現に向け、電気自動車等に搭載される電池の大容量化と高出力な急速充電器が求められることが想定されます。これらに対応するため総務省消防庁により火災危険性などが検討され、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の見直しが行われたことに伴い、一部改正するもの</p> <p>ア 急速充電設備の充電対象を、電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものとする。</p> <p>イ 従前の全出力上限(200キロワット以下)を撤廃する。</p> <p>ウ コネクター(充電用ケーブル接続部分)を用いて充電する設備であることを明記し、急速充電設備のうち変圧する機能を有する設備本体と充電ポストで構成されるものを、新たに分離型の急速充電設備として規定する。</p> <p>エ 手動緊急停止措置は、利用者が異常を認めたとき、速やかに操作することができる箇所に設置する。</p>	

【参考】 充電ポストから電気自動車等に充電する形態の急速充電設備等のイメージ



(2) 喫煙等 (第 22 条関係)

「喫煙所」と表示した標識の設置について及び標識と併せて設ける図記号について一部改正するもの

ア 条例で規定する「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は、設置しなくてもよいこととする。

イ 「禁煙」、「火気厳禁」、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとし、条例で規定するものを削除する。

3 施行年月日

(1) 令和5年10月1日 (第10条の2関係)

(2) 公布の日 (第22条関係)

[消防本部：予防課]

議案第50号	令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）
--------	---------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億6千408万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ189億2千458万9千円とするもの

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
県支出金	1,354,404	3,480	1,357,884
繰越金	287,252	76,907	364,159
市債	1,505,300	83,700	1,589,000
歳入合計	18,760,502	164,087	18,924,589

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	1,913,544	114,051	2,027,595
民生費	6,427,402	1,446	6,428,848
衛生費	1,377,993	1,980	1,379,973
労働費	29,699	2,420	32,119
農林水産業費	774,352	4,508	778,860
商工費	456,827	5,337	462,164
土木費	1,859,275	10,200	1,869,475
教育費	2,775,758	24,145	2,799,903
歳出合計	18,760,502	164,087	18,924,589

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
旧小学校施設管理に要する経費	491	学校教育課
行政機能移転に要する経費	14,432	検査管財課
地域安全対策に要する経費	1,000	地域コミュニティ課
自治振興に要する経費	83,721	地域コミュニティ課
千代田公民館移転に要する経費	11,944	地域コミュニティ課 情報政策課
市税賦課事務に要する経費	1,980	税務課
住民基本台帳事務に要する経費	483	市民課
イ 民生費の事業費		
民間保育所に要する経費	1,446	子育て支援課
ウ 衛生費の事業費		
環境保全推進に要する経費	1,980	環境保全課
エ 労働費の事業費		
働く女性の家管理に要する経費	2,420	市民課
オ 農林水産業費の事業費		
園芸振興に要する経費	1,020	農林水産課
県単土地改良に要する経費	3,488	農林水産課

歳出（事業）	補正額	事業担当課
カ 商工費の事業費		
雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費	326	観光課
交流センター管理運営に要する経費	796	観光課
水族館管理運営に要する経費	2,765	観光課
農村環境改善センター管理運営に要する経費	1,450	観光課
キ 土木費の事業費		
道路維持管理に要する経費	13,500	道路課
都市計画調整に要する経費	△3,300	都市整備課
ク 教育費の事業費		
小学校給食管理運営に要する経費	4,334	学校教育課
小学校施設整備に要する経費	25,168	学校教育課
中学校生徒安全推進に要する経費	281	学校教育課
中学校給食管理運営に要する経費	2,282	学校教育課
下稻吉中学校施設整備に要する経費	△7,920	学校教育課

[市長公室：政策経営課]

令和5年度 一般会計補正予算第6号 R050905第3回定例会

No	事業	内 容	単位：千円
1	旧小学校施設管理に要する経費		491
		学校施設撤去工事費	491
2	行政機能移転に要する経費		14,432
		庁舎機能移転設計業務委託	14,432
3	地域安全対策に要する経費		1,000
		空家解体撤去補助金	1,000
4	自治振興に要する経費		83,721
		下大津地区コミュニティ施設整備工事	83,721
5	千代田公民館移転に要する経費		11,944
		施設改修・補修工事	8,852
6	市税賦課事務に要する経費		1,980
		システム改修業務委託	1,210
7	住民基本台帳事務に要する経費		483
		住基ネットCS及び統合端末アプリ導入業務委託	297

No	事業	内 容	単位：千円
8	民間保育所に要する経費		1,446
		保育対策総合支援事業費補助金	1,446
9	環境保全推進に要する経費		1,980
		特定外来生物等処分業務委託	1,980
10	働く女性の家管理に要する経費		2,420
		空調設備更新工事	2,420
11	園芸振興に要する経費		1,020
		儲かる産地支援事業費補助金	1,020
12	県単土地改良に要する経費		3,488
		排水路整備工事	3,488
13	雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費		326
		指定管理者委託（過年度光熱水費超過分）	326
14	交流センター管理運営に要する経費		796
		指定管理者委託（過年度光熱水費超過分）	796
15	水族館管理運営に要する経費		2,765
		指定管理者委託（過年度光熱水費超過分）	2,765

No	事業	内 容	単位：千円
16	農村環境改善センター管理運営に要する経費		1,450
		施設維持管理委託	1,450
17	道路維持管理に要する経費		13,500
		修繕料	13,500
18	都市計画調整に要する経費		△3,300
		都市計画図修正業務委託	△3,300
19	小学校給食管理運営に要する経費		4,334
		給食費	4,334
20	小学校施設整備に要する経費		25,168
		霞ヶ浦北小学校屋内運動場照明改修工事	△10,098
		霞ヶ浦北小学校屋内運動場屋根防水工事	35,266
21	中学校生徒安全推進に要する経費		281
		通学用自転車無償貸出業務委託	281
22	中学校給食管理運営に要する経費		2,282
		給食費	2,282
23	下稻吉中学校施設整備に要する経費		△7,920
		地質調査業務委託	△7,920
	合 計		164,087

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第51号	令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第1号)		
1 要 旨			
今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ129万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ37億3千379万3千円とするもの			
2 内 容			
(1) 歳入の補正			(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	計
繰越金	1,000	1,293	2,293
歳入合計	3,732,500	1,293	3,733,793
(2) 歳出の補正			(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	計
諸支出金	1,002	1,293	2,295
歳出合計	3,732,500	1,293	3,733,793
(3) 事業別補正予算の説明			(単位：千円)
歳出(事業)	補正額	事業担当課	
ア 諸支出金の事業費			
国庫支出金等返還に要する経費	1,293	介護長寿課	
〔保健福祉部：介護長寿課〕			

議案第52号	令和4年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
--------	-------------------------------

1 要 旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		令和4年度	(参考)前年度	対 比
歳 入 総 額 ①		20,745,223,296	21,741,860,689	△4.58
歳 出 総 額 ②		19,907,128,571	20,464,683,493	△2.72
形式収支額③ (①－②)		838,094,725	1,277,177,196	△34.38
繰 越 財 源	継 続 費 逡次繰越額	50,087,000	0	皆増
	繰越明許費 繰 越 額	114,622,275	87,670,533	30.74
	計 ④	164,709,275	87,670,533	87.87
	実質収支額 ⑤ (③－④)	673,385,450	1,189,506,663	△43.39

※ 継続費逡次繰越 → 教 育 費 1事業 (50,087 千円)

※ 繰越明許費繰越 → 総 務 費 1事業 (14,305 千円)

民 生 費 3事業 (15,660 千円)

農林水産業費 1事業 (2,756 千円)

土 木 費 4事業 (81,901 千円)

〔 市長公室：政策経営課 〕

議案第53号	令和4年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
--------	-------------------------------------

1 要 旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		令和4年度	(参考)前年度	対 比
歳入総額 ①		4,343,885,307	4,277,191,932	1.56
歳出総額 ②		4,311,348,714	4,159,838,962	3.64
形式収支額③ (①－②)		32,536,593	117,352,970	△72.27
繰越 財源	継続費	0	0	—
	通次繰越額			
	繰越明許費	0	0	—
	繰越額			
計 ④		0	0	—
実質収支額 ⑤ (③－④)		32,536,593	117,352,970	△72.27

〔 市長公室：政策経営課 〕

議案第54号	令和4年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
--------	--------------------------------------

1 要 旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		令和4年度	(参考)前年度	対 比
歳 入 総 額 ①		989,018,582	925,600,415	6.85
歳 出 総 額 ②		977,769,155	908,492,482	7.63
形式収支額③ (①－②)		11,249,427	17,107,933	△34.24
繰 越 財 源	継 続 費	0	0	—
	通次繰越額			
	繰越明許費	0	0	—
	繰 越 額			
計 ④		0	0	—
実質収支額 ⑤ (③－④)		11,249,427	17,107,933	△34.24

〔 市長公室：政策経営課 〕

議案第55号	令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
--------	-----------------------------------

1 要 旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分	令和4年度	(参考)前年度	対 比	
歳入総額 ①	3,662,795,720	3,656,178,789	0.18	
歳出総額 ②	3,582,584,573	3,558,641,343	0.67	
形式収支額③ (①－②)	80,211,147	97,537,446	△17.76	
繰越 財源	継続費	0	0	—
	通次繰越額			
	繰越明許費	0	0	—
	繰越額			
	計 ④	0	0	—
実質収支額 ⑤ (③－④)	80,211,147	97,537,446	△17.76	

〔 市長公室：政策経営課 〕

議案第56号	令和4年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
--------	-----------------------------

1 要 旨

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度の水道事業会計決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの

2 内 容

(1) 収益的収支（税抜） (単位：円、%)

区 分	令和4年度	(参考) 前年度	対 比
収益的収入 ①	988,618,489	975,289,062	1.37
収益的支出 ②	948,387,108	910,388,786	4.17
差 引 ③ (①-②)	40,231,381	64,900,276	△38.01
当年度純利益又は純損失	40,231,381	64,900,276	△38.01
当年度未処分利益剰余金	1,054,381,709	1,014,150,328	3.97

(2) 資本的収支（税込） (単位：円、%)

区 分	令和4年度	(参考) 前年度	対 比
資本的収入 ①	358,100,000	202,715,000	76.65
資本的支出 ②	673,399,185	660,570,448	1.94
差 引 ③ (①-②)	△315,299,185	△457,855,448	31.14

資本的収入が資本的支出に対し不足する額 315,299,185 円は、消費税資本的収支調整額 34,324,685 円及び過年度並びに当年度分損益勘定留保資金 280,974,500 円で補填した。

[上下水道部：上下水道課]

議案第 57 号	令和 4 年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について
----------	--------------------------------

1 要 旨

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度の下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの

2 内 容

(1) 収益的収支（税抜） (単位：円、%)

区 分	令和 4 年度	(参考) 前年度	対 比
収益的収入 ①	1,298,122,502	1,397,696,667	△7.12
収益的支出 ②	1,279,018,754	1,342,906,480	△4.76
差 引 ③ (①－②)	19,103,748	54,790,187	△65.13
当年度純利益又は純損失	19,103,748	54,790,187	△65.13
当年度未処分利益剰余金	371,168,379	352,064,631	5.42

(2) 資本的収支（税込） (単位：円、%)

区 分	令和 4 年度	(参考) 前年度	対 比
資本的収入 ①	647,927,680	537,915,080	20.45
資本的支出 ②	922,315,368	847,011,709	8.89
差 引 ③ (①－②)	△274,387,688	△309,096,629	11.23

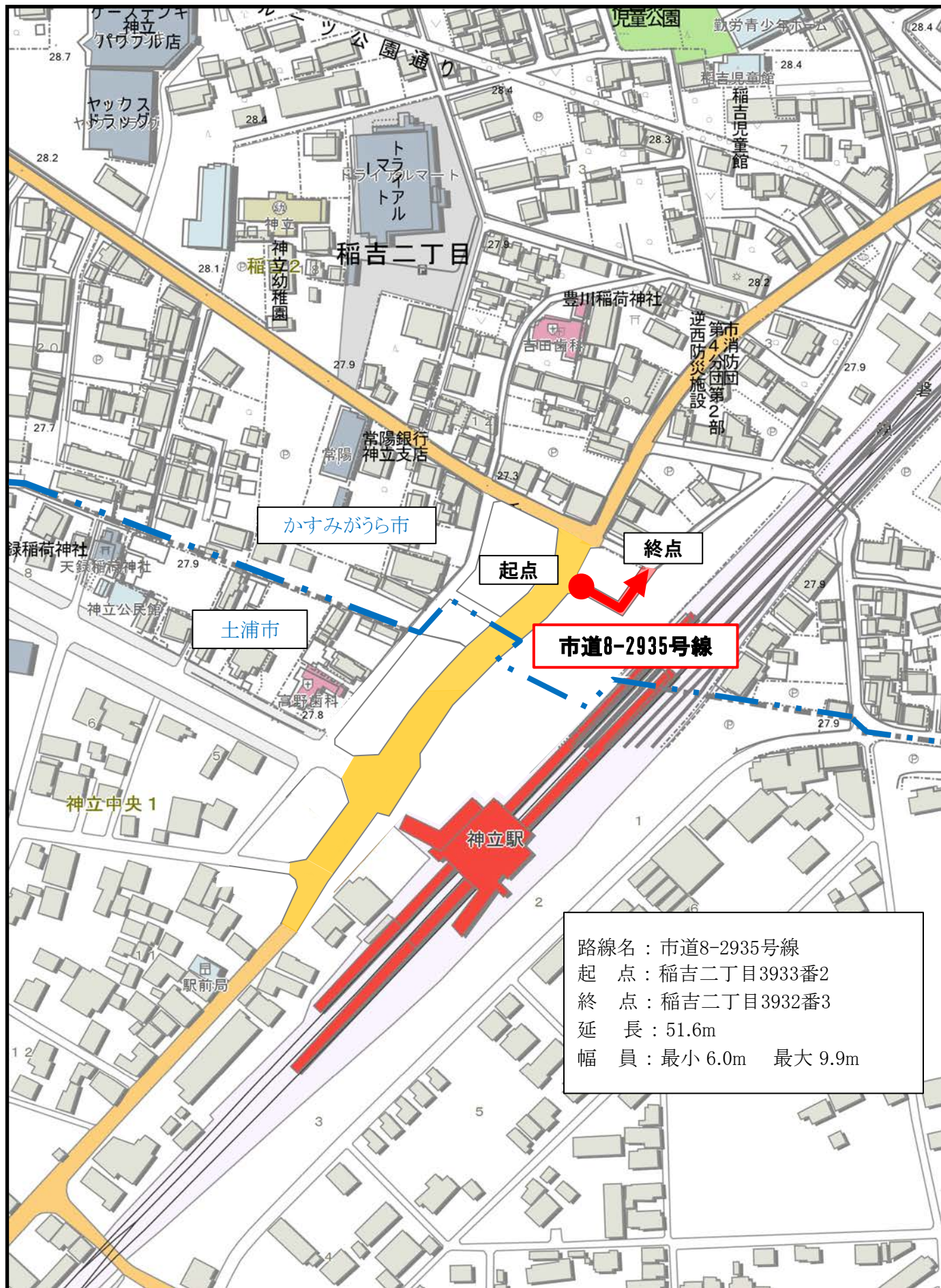
資本的収入が資本的支出に対し不足する額 274,387,688 円は、消費税資本的収支調整額 7,047,575 円及び過年度並びに当年度分損益勘定留保資金 267,340,113 円で補填した。

[上下水道部：上下水道課]

議案第58号	市道路線の認定について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>神立駅西口土地区画整理事業に伴い造成された道路を市道認定するもの</p> <p>（1） 認定しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道8-2935号線</p> <p>イ 延長 51.6メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：道路課 〕</p>	

詳細位置図 (認定路線図)

認定路線 

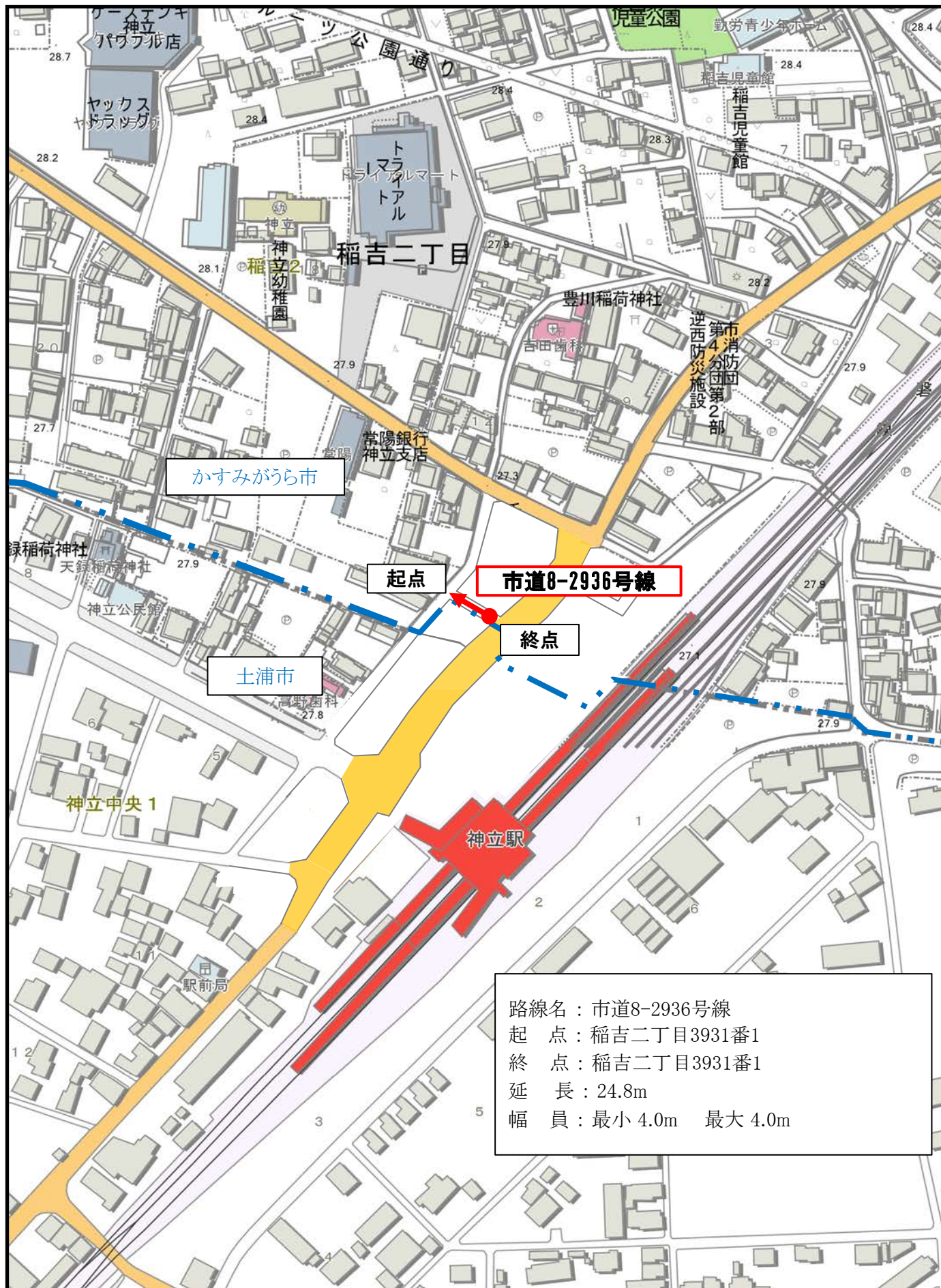


路線名：市道8-2935号線
 起 点：稲吉二丁目3933番2
 終 点：稲吉二丁目3932番3
 延 長：51.6m
 幅 員：最小 6.0m 最大 9.9m

議案第59号	市道路線の認定について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>神立駅西口土地区画整理事業に伴い造成された道路を市道認定するもの</p> <p>（1） 認定しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道8-2936号線</p> <p>イ 延長 24.8メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：道路課 〕</p>	

詳細位置図 (認定路線図)

認定路線 



路線名：市道8-2936号線
起 点：稲吉二丁目3931番1
終 点：稲吉二丁目3931番1
延 長：24.8m
幅 員：最小 4.0m 最大 4.0m

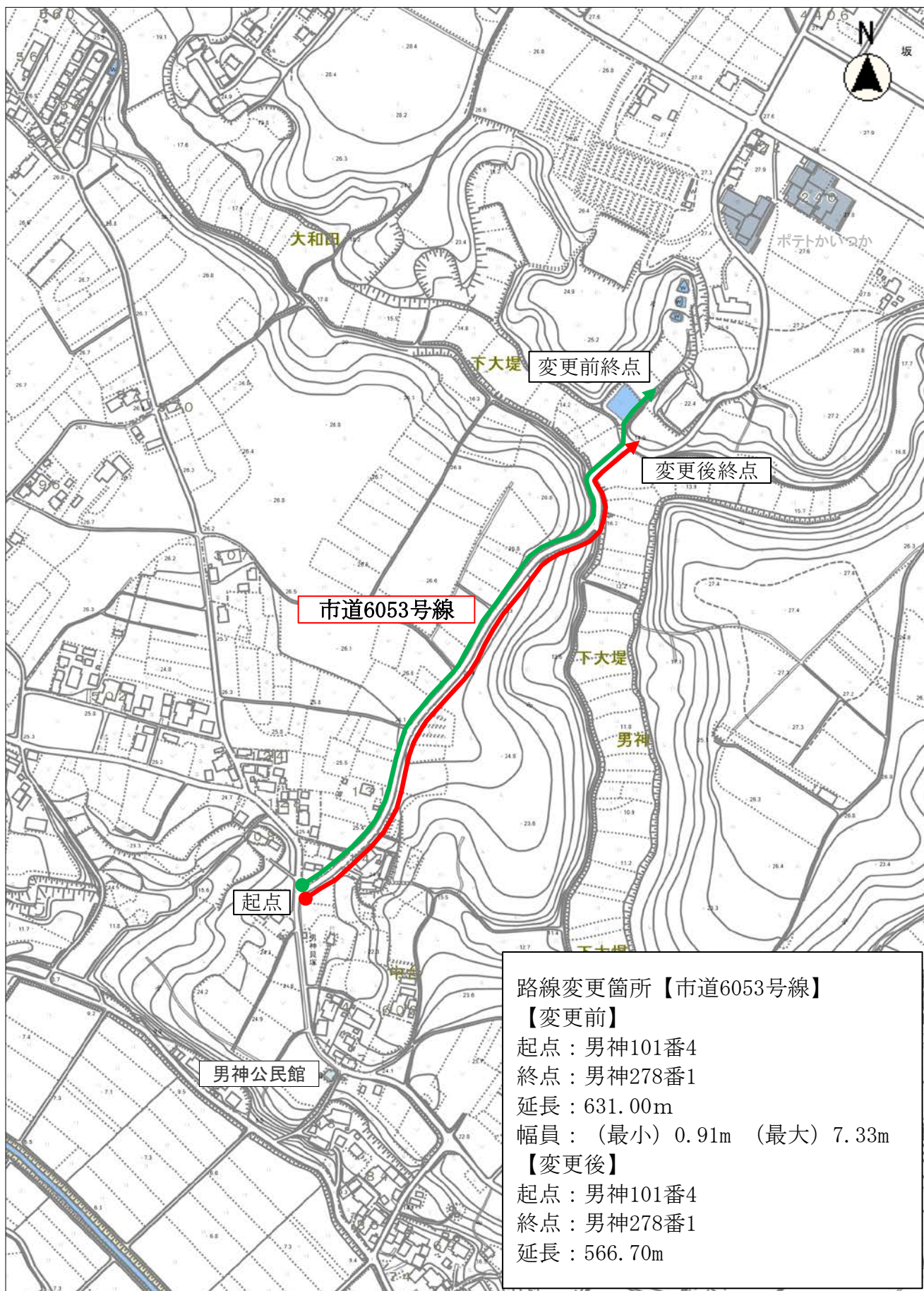
議案第60号	市道路線の変更について
<p>1 要 旨</p> <p>男神地内の市道について、払下げによる用途廃止に伴い、市道6053号線の路線の一部を変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>男神地内に位置する路線を変更するもの</p> <p>(1) 変更しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道6053号線</p> <p>イ 延長 (変更前) 631.00メートル (変更後) 566.70メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：道路課 〕</p>	

詳細位置図 (変更図)

変更前路線



変更後路線



市道6053号線

起点

変更前終点

変更後終点

男神公民館

路線変更箇所【市道6053号線】

【変更前】

起点：男神101番4

終点：男神278番1

延長：631.00m

幅員：(最小) 0.91m (最大) 7.33m

【変更後】

起点：男神101番4

終点：男神278番1

延長：566.70m